



北海道のひまわり畑

大阪教職員組合 事務職員部報

Vol 684 2016.7.25

No.3 【定例号】

発行 大阪教職員組合事務職員部常任委員会
大阪市天王寺区東高津 7-11 大阪府教育会館 7 階
Tel. 06-6768-2330 Fax 06-6768-2239

<当面の日程>

- 7.31(日)~8.1(月)
全国学校事務研究集会 (蒲郡)
- 8.22(月)大教組夏期学校選択講座
(たかつガーデン)
- 9.13(火)第 1 回委員会
(たかつガーデン)

単組・ブロックから積極的に

事務職員部運動をすすめよう!

各単組・ブロックで定期大会をはじめ、学習や交流が活発にとりくまれています。各地のとりくみを紹介いたします。今後のとりくみの参考にしましょう。

若手事務職員部の会

大阪市教版

六月十七日、給料、権利、税源移譲の中心に、大教組の山田事務局長、市教の松宮さんの話を聞く、講義形式で行いました。全教共済で取り扱っている自転車保険のタイムリーな話題もあり、ベテラン組にとっても有意義な内容でした。

若手事務職員の参加もあり、アットホームにできたのはよかったです。当日のアンケートで、テーマを公費についてほしい、との要望が多かったため、疑問や課題をとりまとめつつ、次回参加型に出来ればよいという検討中です。

今後、リピーターも、新規参加者も、是非増やしたいものです。(大阪市教)

堺定期総会

七月七日、堺教組事務職員部は、第四十二回定期総会を開催しました。当日は暑い中にもかかわらず、たくさんの方の組合員の出席がありました。今回初めて参加してくれた若手からベテランの方々まで、幅広い年齢層が一堂に会する総会となり、職場交流でもさまざまな発言がありました。

新採や採用 2 年目の方々からは、各職場での様子や今後取り組んでみたいことなど、フレッシュなお話を聞くことができました。また、就援加配切れで 1 人配置になった若手の話、支援学校で定数だけでは業務量が多くなってしまう



っている実態についてなど、それぞれの学校で日々忙しいながらも頑張っている話も聞くことができました。事務職員部常任からは、来年度に迫った権限移譲に伴う問題点や改善点などについての話があり、残された時間で私たちの権利・労働条件を後退させないよう若手からベテランまでが一緒にな

って、未来の学校事務職員の仕事を確立させていこうという思いを共有することができました。

運動方針案は全会一致で承認され、最後には出席者全員で「団結頑張り」を行い、今年度も仲間との絆をより深めながら、様々な要求実現に向けて頑張ろうという決意を新たに確認する日になりました。(堺)

府高教定期大会

六月二五日、ぐずつく空模様とは対照的に元氣よく府高教事務職員部定期大会を開催しました。高校職場では、授業料・就学支援金・奨学給付金事務は 3 年目を迎え、一年生から三年生までが制度の対象となり事務量が増大しています。一方で、授業料不徴収時に事務職員は削減されたままの状況です。

夏 充電! 大教組夏期学校

8月22日(月) たかつガーデン

□ 共通講義 10:00~

「市民運動と野党共闘の未来」

中野晃一さん 上智大学国際教養学部教授

□ 事務職員部選択講座 13:30~ (カトリア)

「子どもの貧困---

シングルマザーと子どもの食の支援を通して」

寺内順子さん 大阪社会保障推進協議会事務局長

今年の事務職員部選択講座は、大阪社保協の寺内順子事務局長を講師にお迎えして学習します。シングルマザーの支援や子ども食堂のとりくみなどの第一線で活動されている方で、現場でのとりくみから要求運動までお話を伺う予定です。

事務職員部選択講座ではこの間、子どもの貧困や格差の問題など、学校現場で役立つ知識や、就学支援や無償教育といった運動の展望について学習しています。

毎年参加していただいている方はもちろん、今回初めて参加される方も十分楽しめると同時に明日への力となる講座です。

多くの方の参加をお待ちしています。

当日参加もちろんOKですが、会場の都合もありますので、できる限り参加者を各単組事務職員部で募っていただき事前に申し込みをお願いします。参加費は 500 円です。



討論では、大会参加者全員が発言し思いを語り合いました。「校舎建替えて事務職員が多忙」「忙しくて三六協定の時間外労働時間を超えてしまった」など切実な要求から、「正規職員の回復を」「非常勤・再任用の労働条件は守られているか」などこれからの運動の方向を示す声もありました。

採決では運動方針を満場一致で採択し、これからの運動に向け決意を新たにしました。また、大会では役員選挙もおこない体制を確立しました。(府高教)

大阪市教定期大会

六月四日に、第 2 回事務職員部総会を開催しました。従来の定期大会から総会形式に変えて 2 回目となり、開会時には総会が成立する組合員の出席を得ることができました。

総会は、日頃の思いや疑問を組合員間で交流できるよう、議長を置かず、執行部の進行で議事を進めました。今年度からの「契約事務の取扱変更」「未納給食費の督促業務」「勤務時間内に仕事が終わらない繁忙状態」等々に、参加者から発言がありました。

また、来年度に迫った「権限移譲」については、大教組事務職員部の山田事務局長から堺市の状況の報告を聞くことができ、明日からのとりくみにむけ、大いに実りある総会となりました。(大阪市教)

市高教定期大会

市高教事務職員部定期大会を七月十四日に開催しました。部長、本部副執行委員長の河内さんの挨拶の後、大教組・市教からのメッセージを紹介しました。

議事の報告後、質問・討議に移り、決算の質問や要求内容の質問などが出ました。税源移譲に伴うこれからの問題点をまとめ、周知して欲しいなどの要望もいただきました。

この時期は、各分会が支援金事務で多忙であるため、来年度の大会日程も考えられないといけなしいかなあと反省しました。(市高教)



ウラ面に続きます

オモテ面から続く

中河内交流会

六月二十四日、中河内三市交流会を上本町のあるくまんで開催しました。

今回で8回目となる交流会も、初めの頃は退職者を囲んでの送別会的なものでした。最近では、中河内の交流をメインに退職者を交えた交流会という形で続けています。

実施日当日だった学サ調査校からの報告や、家の中に散乱する「石」のはなし?、など豊富な話題で、昨年引き続き写真を撮るのを忘れてしまった。毎年このことながら、美味しい料理を提供してくださるマスターに感謝しつつお開きとなりました。(東大阪)

国民平和大行進

事務職員部 day

府高教事務職員部は、広島へ向けて歩く国民平和大行進を毎年歩いています。今年も、七月三日に「事務職員部 day」としてとりくみました。猛暑の日曜日となり午後の浜寺公園は熱気で景色が歪んで見えるほどでした。

それでも「核兵器をなくそう!」「ノーモア、ヒロシマ!」と精一杯ピースコールをあげながら歩きました(最近ではシュプレヒコールとは言わないらしい)。

ゴールの堺市役所に着くころには声も枯れ、身体も干からびていましたが、冷たい飲み物と達成感で回復することができました。

(府高教)



公立学校共済組合に申し入れ!! 「標準報酬月額の時給決定及び保険者算定について」

「標準報酬月額の時給決定及び保険者算定について」の文書が7月4日付けで所属長宛に発出されました。これは、4~6月の3ヶ月の平均で標準報酬月額を決定する「時給決定」と、季節的に報酬が変動する職員に対しての前年7月から当年6月まで1年間の報酬の平均で算定する「保険者算定」制度の周知と、申し立てる場合の手順の案内になっています。

制度については、所属長(校長)が職員に周知することとなっていますが、中身については、説明が不十分であり、誰が対象者なのかさえははっきりわかりません。事務職員部は大教組本部とともに公立学校共済組合へ申し入れるとともに交渉をおこないました。

2015年10月から共済年金と厚生年金が一元化され、「手当率制」から「標準報酬制」に変更されました。変更時も十分な説明はなく今に至っています。今回は初めての時給決定であり、学校現場では「標準報酬制」という制度も十分理解されているとは言えない中、「保険者算定」の申し立て事務が突如学校へ通知された形になっています。

「標準報酬月額」は、毎月の保険料だけでなく、傷病手当金や医療費負担の上限額にも利用され、どちらが有利であるのか判断することは難しいものがあります。

交渉では、制度周知の責任は校長にあることを確認するとともに、「保険者算定」対象者となる教職員本人に通知するよう申し入れました。また、制度改定の説明会の実施や、各職員が活用できる計算ソフトの作成、ホームページ上での情報提供などを求めました。

また、これに伴ってSSCの画面が変更されています。学校総務サービス課は、当初共済組合所管のこととしていましたが、事務職員部はSSCの変更として、学校総務サービス課の責任を追及し、グループウェアでの「保険者算定一覧」の画面追加についての通知が実現しました。

引き続き、毎年の「保険者算定」について、組合員の声を集約し、さらなる全体への周知と改善を求めています。



(基本的用語解説)

報酬・・・算定の根拠となる金額は、給料の他、時間外勤務手当、通勤手当(月額換算)、扶養手当、特殊勤務手当などすべてが含まれます。

標準報酬制・・・2015年10月以降の制度です。労働者の報酬額に応じて50等級に分割されており、いずれかに位置づけられています。この金額をもとに掛金が算定されます。毎年7月1日に決定されます。

手当率制・・・2015年9月まで、掛金は「給料月額」に「みなし手当」を加えた額に掛金率を乗じて算定していました。「みなし手当」は実際に支給される手当の多寡にかかわらず、一律に給料月額の25%を手当の額とみなして算定していました。

時給決定・・・標準報酬月額を決定するためにおこなわれます。4~6月報酬(実績給は3~5月)の平均をもとに算定されます。したがって、4~6月の収入が多ければ掛金は高くなり、給付額も多くなります。

保険者算定・・・「時給決定」の標準報酬額が非固定的給与が原因で不当に高い(4~6月の給与が高い)場合、所属所が申し立て修正することができます。これを保険者算定と言います。算定金額は、時給決定された標準報酬月額と、前年7月~6月の平均収入から算定される標準報酬月額を比較し、2等級以上の差が生じる場合「保険者算定」が適用されます。

随時改定・・・昇給や降給、手当の発生、通勤手当の増減などにより固定的給与が変動し3か月以上続く場合で、2等級以上変わる場合変更されます。

一時金(ボーナス)にかかる掛金・・・標準報酬月額とは別に、保険料率を掛けて徴収されます。

日進月歩

「浦島太郎が乗ったカメの種類は何か?」▼日本の浜に上がってきているところから、アカウミガメのメスが有力候補らしい▼絶滅危惧種に指定されているウミガメだが、以前から海に漂うゴミを誤飲することが問題になっている。最新の研究で、アカウミガメより、アオウミガメの方がビニール袋を誤飲することが多いことがわかった。もちろん、浦島太郎のようにカメに乗れないので、人の代わりにビデオを搭載したデータロガーに乗ってもらいたい?データをあつめたというデータロガーとは小型の計測装置のことで、それを使って動物の行動生態を研究する手法を「バイオロギング」という。バイオロギングは、バイオ(生き物) + ロギング(記録をとる)で日本の研究者がつくった和製英語である。動物の行動をずっと観察するのは限界があるので、動物自身に計測や動物目線でビデオ撮影をしてみよう。これにより、ウミガメの食生活や回遊経路が可能になったそうだ▼最近、バイオロギングは、テレビや雑誌、漫画にも取り上げられている。家に居ながらにして、今までわからなかった動物たちの行動を目にすることが出来る。夏休み、ちょっとだけちがう世界に遊ぶのもおもしろいかも……。(FY)

お知らせ

第1回委員会

9月13日(火) 15時~
たかつガーデン 2階ガーベラ
各単組から参加をお願いします

全教近畿ブロック事務研究集会

10月28日~29日 奈良パークホテル
現在レポート募集中です!